

第4章 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 人にやさしい都市環境の創出

〔基本方針〕

ノーマライゼーション理念に基づき、高齢者や障害者が、自分自身を「高齢者」「障害者」であることを意識せずに生活のできる人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、公共性が高く、だれもが利用する建築物及び道路・公園などの公共施設、オープンスペース*、移動システムの整備・充実を図ります。また、災害時に何らかの援護を必要とする市民の安全確保を図ります。

〔施策〕

① バリアフリー化庁内推進体制の強化

〔担当課：福祉総務課〕

- 「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例*」に基づくまちづくりを進める庁内推進体制を整備し、公共的建築物及び道路・公園などの公共施設のバリアフリー化について、関係各課と連携し取組を推進します。

② 市民・関係事業者の意識啓発

〔担当課：福祉総務課〕

- 「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく公共的建築物の整備を促進するため、市民や関係事業者に対する意識啓発を推進します。
- 違法駐車や放置自転車、歩道上の看板など、歩行者の移動を阻害する要因についての意識啓発を併せて推進します。

③ 公共施設のバリアフリー化の推進

〔担当課：福祉総務課〕

- 公共建築物・道路・公園など、新たな公共施設の整備は、ユニバーサルデザインの視点から進めます。
- 既存施設については、可能な限りバリアフリー化に努めます。
- 学校施設については、障害のある児童・生徒の入学状況を踏まえ、順次、スロープ、障害者用トイレなどを整備します。

④ 歩道点検体制の整備

〔担当課：道路環境課〕

- 歩道について、損傷や点字ブロックの破損等の速やかな補修を行うため、関係機関等からの報告により、早期発見・補修を実施するための制度が有効活用されるよう、継続的に運用します。

⑤ 手話通訳者等のコミュニケーション支援の充実

〔担当課：障害福祉課〕

- 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の人との意思疎通を仲介するための事業（手話通訳者及び要約筆記者（奉仕員）派遣事業、手話通訳者設置事業）を推進します。
- 意思疎通を仲介する担い手の育成を推進します。

⑥ 福祉のまちづくり推進指針の推進

〔担当課：福祉総務課〕

- 「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の制定及び「さいたま市福祉のまちづくり推進指針」の策定に従い、福祉のまちづくり施策の推進として「さいたま市福祉のまちづくり推進協議会」の運営、「さいたま市福祉のまちづくり資金制度」の運用を推進します。

(2) 快適で安全な居住空間の創出

〔基本方針〕

高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯、障害者世帯、ひとり親世帯などが地域で安心して暮らし続けられるよう、快適で安全な居住空間の創出を図ります。

〔施策〕

① 住宅のバリアフリー化促進

〔担当課：障害福祉課〕

- 介護を必要とする高齢者の居住する家庭が、円滑な日常生活を送るため住宅の改修を行う際に、その費用の一部を助成するとともに、改修メニューや事業者情報の提供を行います。
- 下肢、体幹の肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。

② 障害者等の地域生活基盤の確保促進

〔担当課：障害福祉課〕

- 障害者の地域生活の重要な基盤である住宅を確保するため、賃貸住宅への入居支援やグループホーム*の整備促進を図ります。

③ 高齢者・障害者向け公営住宅・シルバーハウジングの整備

〔担当課：住宅課〕

- 公営住宅の建て替えなどに際して、高齢者・障害者に対応した居住空間を整備します。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に配慮し、ライフサポートアドバイザーを配置したシルバーハウジング*の整備について検討します。

④ 介護予防住宅の普及促進

〔担当課：高齢福祉課〕

- 生活機能評価*を受診した結果、身体機能の低下により要支援・要介護状態となる恐れが高いと診断された高齢者を対象に、居宅の改善をするための経費の全部または一部の補助を行います。

(3) 交通手段の確保・移動対策

〔基本方針〕

すべての人が安心して日常生活を送れるよう、また、社会参加が容易となるよう、交通手段の確保や移動手段の確保に努めます。

〔施策〕

① 交通バリアフリー化の推進

〔担当課：都市交通課〕

○バリアフリー法の目標年次である平成32年度に向け、鉄道駅舎の改札口内外のバリアフリー化整備及びバリアフリー基本構想*（平成25年10月策定予定）における各特定事業の進行管理等を行っていきます。

② ノンステップバス・コミュニティバス等の充実

〔担当課：都市交通課〕

○購入費の一部を補助することにより、ノンステップバスの導入促進を図ります。

○交通空白・不便地区等を対象に、区役所、駅、公共施設、病院、商店街など市民生活に密着した施設へのアクセスを目的としたコミュニティバス等の運行補助を実施します。なお、コミュニティバスについては、電動リフトを設置するなど、高齢者や障害者の移動の円滑化を促すように努めます。

(4) 自主的な地域安全・防災対策の促進

〔基本方針〕

高齢者や障害者などが、災害や犯罪被害にあうことがないよう、地域の自主的な地域安全・防災対策を促進します。

〔施策〕

① 要援護者避難対策の強化促進

〔担当課：福祉総務課・高齢福祉課〕

- 災害時に避難が困難な方の把握方法及び避難所として設置できる施設の検証を行います。
- 関係部署や関連団体と横断的な連携を図りながら、本市の実情に即した福祉避難所の設置を図ります。

② 高齢者への交通安全教育

〔担当課：交通防犯課〕

- 自治会や高齢者団体の申し込みにより、高齢者に対する交通安全教育の機会の充実を促進するとともに、地域住民の交通安全意識の啓発に努めます。

③ 地域防犯活動の充実

〔担当課：交通防犯課〕

- 犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、市民防犯意識の高揚を図るとともに、自主的に地域防犯活動を行っている団体に対して、青色防犯パトロール*車両の導入経費をはじめ、防犯パトロール等の防犯活動に要する経費の一部を助成し、自主防犯活動を促進します。

④ 緊急時安心キットの配布・普及促進

〔担当課：救急課〕

- 救急現場において、高齢者や障害のある方の迅速な救急搬送を図るため、掛かりつけ医療機関や緊急連絡先等の情報を正確に把握する「緊急時安心キット*」を、高齢者や障害のある方等で希望する世帯（1世帯につき1セット）へ無料配布し普及を促進します。

第5章 社会福祉協議会との連携

(1) 社会福祉協議会活動の強化と連携

〔基本方針〕

市社会福祉協議会は、本市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、さらに、市社会福祉協議会の各区事務所を通じて地区社会福祉協議会、ボランティア団体の活動を育成し、調整する主体として重要な役割を果たしています。

今後も、本市における地域福祉推進の要として重要な役割をもつ市社会福祉協議会の支援を図ります。

〔施策〕

① 市社会福祉協議会の活動支援

〔担当課：福祉総務課〕

○市社会福祉協議会との連携を強化し、協働で取り組むことができる事業内容について検討した上で各事業に対する支援を行い、幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるように推進します。

② 市社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携の強化

〔担当課：福祉総務課〕

○具体的な施策・事業を進めていくためには、市社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画との連携が重要であることから、事業内容の検討及び施策の推進にあたって協働で取り組むことにより、地域福祉の機能充実を図ります。

③ 市社会福祉協議会、市社会福祉協議会区事務所による地区社会福祉協議会の支援体制の効果の検証

〔担当課：福祉総務課〕

○市社会福祉協議会、市社会福祉協議会区事務所の地区社会福祉協議会に対する支援体制について、平成27年度までに検証し、必要な見直しを図ります。

